

ウィークリースタンス実施要領（久留米市）

1. 目的

働き方改革関連法が平成31年4月1日より順次施行され、公共工事においても長時間労働の是正や処遇改善といった働き方改革の促進が急務となっています。

久留米市では、受発注者間における仕事の進め方として、1週間における受発注者間相互のルールや約束事、スタンスを目標として定め、設計業務等の業務環境を改善し、より一層の業務の円滑な実施と品質向上に努めることを目的に本取組を実施します。

2. 実施対象

久留米市発注の測量、設計、調査等業務委託に適用する。ただし、緊急を要する業務（災害に係る調査や設計等）は除く。

3. 実施内容

実施内容については、ノー残業デーなどの労働環境改善の取り組みが各企業で異なること、また、業務内容による特性も考えられるため、以下の項目の内容について、業務着手時の打合せにおいて、受発注者間で確認、共有することとする。

- (1) 休日明け日（月曜日等）は依頼の期限日としない。
- (2) 水曜日は定時の帰宅を心がける。（水曜日に限らず週1回ノー残業デーを設ける）
- (3) 休前日（金曜日等）は新たな依頼をしない。
- (4) 16時以降の打合せは行わない。
- (5) ノー残業デーは勤務時間外の依頼はしない。

※取り組み内容については、業務内容及び受注者の意思も踏まえて設定するものとする。

（（1）～（5）全ての実施が必須ではなく、例えば、（2）のみ設定することも可）

また、取り組み期間は業務期間全体に限らず、可能な期間だけとすることも可とする。

※上記（1）～（5）以外でも、業務の効率化や成果品の品質向上に繋がる取組・提案等は実施することができるものとする。

4. 実施方法

(1) 受注者への意思確認

- 1) 対象業務契約後、発注者（調査職員等）から受注者（管理技術者等）に、本取り組みの目的及び内容を説明するとともに、取り組む意思を確認する。
- 2) 同意を得た場合は、取り組み内容を設定する。

(2) 具体的な進め方

- 1) 業務着手時の打合せにおいて、上記（1）を行い、取り組み内容を設定することを基本とするが、これにより難しい場合は後日でも可とする。
- 2) 設定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 3) 業務の履行報告時に、取り組みの状況報告もあわせて行う。
- 4) 中間打合せ等を利用し、受発注者間で取り組みのフォローアップ等を行う。
- 5) 成果物納入時の打合せにおいて、取り組み結果（効果・改善点等）を受発注者双方で確認し、打合せ記録簿に整理する。

5. 適用年月日

本要領は、令和3年4月1日以降に契約する測量、設計、調査等業務委託において適用する。

なお、令和3年4月1日より前に契約した案件においても、適用可能なものについては積極的に取り組むものとする。